

# 依頼試験手数料・使用料

種別	区分		単位	手数料及び使用料の金額(単位:円)				
				市内 中小企業	市内大企業 (1.3倍)	市外企業 (1.5倍)		
環境試験	塩水噴霧試験機によるもの	依頼者による場合	1試料24時間につき	1,600	2,100	2,400		
		その他の場合	1試料24時間につき	2,900	3,800	4,400		
	恒温恒湿試験器によるもの	依頼者による場合	1試料24時間につき	900	1,200	1,400		
		その他の場合	1試料24時間につき	2,700	3,600	4,100		
	キャピラリ電気泳動装置によるもの		1試料につき	5,200	6,800	7,800		
	その他の環境試験	一般的なもの	1試料24時間につき	1,000	1,300	1,500		
複雑なもの		1試料24時間につき	3,300	4,300	5,000			
物理試験	厚さ試験	蛍光X線膜厚計によるもの	一般的なもの	依頼者による場合	1試料1測定点につき	1,300	1,700	2,000
			その他の場合	1試料1測定点につき	2,400	3,200	3,600	
		複雑なもの	1試料1測定点につき	6,100	8,000	9,200		
		電解式膜厚計によるもの	1試料1測定点につき	2,700	3,600	4,100		
	粗さ・段差測定	触針式表面形状測定器によるもの	1試料1測定点につき	4,100	5,400	6,200		
	摩擦・硬さ試験	ボールオンディスクによるもの(摩擦摩耗試験機によるものを除く。)	依頼者による場合	1試料につき	1,300	1,700	2,000	
			その他の場合	1試料につき	8,000	10,400	12,000	
		摩擦摩耗試験機によるもの	1試料につき	9,100	11,900	13,700		
		硬さ試験機によるもの	1試料につき	6,000	7,800	9,000		
	密着性・付着性試験	摩擦摩耗試験機によるもの	1試料につき	10,200	13,300	15,300		
		接触角計によるもの	1試料1測定点につき	4,300	5,600	6,500		
	皮膜抵抗試験	皮膜抵抗器によるもの	依頼者による場合	1試料1測定点につき	800	1,100	1,200	
			その他の場合	1試料1測定点につき	1,100	1,500	1,700	
	測色試験	測色計によるもの	依頼者による場合	1試料1測定点につき	800	1,100	1,200	
			その他の場合	1試料1測定点につき	1,100	1,500	1,700	
	透過率測定	分光光度計によるもの	依頼者による場合	1試料1測定点につき	900	1,200	1,400	
			その他の場合	1試料1測定点につき	1,200	1,600	1,800	
	膜厚・光学定数測定	エリブソメータによるもの	1試料1測定点につき	6,400	8,400			
	表面観察	マイクロスコープによるもの	表面観察	1試料1測定点につき	700	1,000	1,100	
			計測を伴うもの	1試料1測定点につき	1,100	1,500	1,700	
3D表面観察装置によるもの		1試料1測定点につき	1,000	1,300	1,500			
試験試料の作製	切削加工	1試料につき	1,300	1,700	2,000			
	樹脂埋め・研磨加工	一般的なもの	1試料につき	4,100	5,400	6,200		
		複雑なもの	1試料につき	9,500	12,400	14,300		
化学分析	めっき液分析	金属等組成分析(添加剤の分析を除く。)	1試料1成分につき	2,300	3,000	3,500		
表面分析	電子線マイクロアナライザによるもの	定性分析	1試料1測定点につき	10,800	14,100	16,200		
			1測定点の追加(同一試料に限る。)	4,500	5,900	6,800		
			写真1枚につき	2,900	3,800	4,400		
	蛍光X線分析装置によるもの	定性分析	一般的なもの	依頼者による場合	1試料1測定点につき	1,600	2,100	2,400
			その他の場合	1試料1測定点につき	7,600	9,900	11,400	
		複雑なもの	1試料1測定点につき	9,800	12,800	14,700		
	走査型電子顕微鏡によるもの	表面観察	1試料1測定点につき	5,700	7,500	8,600		
			1測定点の追加(同一試料に限る。)	1,600	2,100	2,400		
定性分析		エネルギー分散型分光器によるもの	1試料1測定点につき	8,400	11,000	12,600		
		1測定点の追加(同一試料に限る。)	1,600	2,100	2,400			

# 依頼試験手数料・使用料

種別	区分		単位	手数料及び使用料の金額(単位:円)			
				市内 中小企業	市内大企業 (1.3倍)	市外企業 (1.5倍)	
定性分析その他の一般的なもの	X線回折装置によるもの	定性分析	1試料1測定点につき	12,900	16,800	19,400	
	熱分析装置によるもの	定性分析	1試料につき	11,800	15,400	17,700	
	フーリエ変換赤外分光分析計によるもの	定性分析	依頼者による場合	1試料1測定点につき	3,400	4,500	5,100
			その他の場合	1試料1測定点につき	9,900	12,900	14,900
電子線マイクロアナライザ及びフーリエ変換赤外分光分析計によるもの	異物分析	1試料につき	16,700	21,800	25,100		
表面分析	電子線マイクロアナライザによるもの	線分析・マッピング	1試料1測定点につき(3元素以内の測定に限る。)	30,500	39,700	45,800	
			1測定元素の追加(同一測定点に限る。)	5,400	7,100	8,100	
	X線光電子分光分析装置によるもの	簡易測定(ワイドスキャン)	1試料1測定点につき	22,100	28,800	33,200	
			状態分析	1試料1測定点につき(3元素以内の測定に限る。)	27,700	36,100	41,600
		深さ方向分析	1試料1測定点につき(3元素以内の測定に限る。)	36,400	47,400	54,600	
			1測定元素の追加(同一測定点に限る。)	5,300	6,900	8,000	
	グロー放電発光分光分析装置によるもの	深さ方向分析	1試料1測定点につき	15,300	19,900	23,000	
	定量分析その他の複雑なもの	走査型電子顕微鏡によるもの	マッピング	1試料1測定点につき(3元素以内の測定に限る。)	25,100	32,700	37,700
				1測定元素の追加(同一測定点に限る。)	1,700	2,300	2,600
		走査型プローブ顕微鏡によるもの	原子間力顕微鏡による表面観察		1試料1測定点につき	22,600	29,400
原子間力顕微鏡による表面粗さ観察			1試料1測定点につき	22,600	29,400	33,900	
試験試料の作製	カーボンコーティング	金コーティング	1試料につき	700	1,000	1,100	
			1試料につき	4,100	5,400	6,200	
			1試料につき	5,500	7,200	8,300	
	断面作製	1試料につき	16,600	21,600	24,900		
	集束イオンビーム加工観察装置によるもの	1試料1加工面につき		19,100	24,900		
1加工面の追加(同一試料に限る。)		9,500	12,400				
デザイン調製	グラフィックデザイン		1件4時間につき	10,400	13,600	15,600	
	プロダクトデザイン		1件4時間につき	15,400	20,100	23,100	
	商品企画デザイン	3Dプリンターによる試作	依頼者による場合	1件1時間につき	1,300	1,700	2,000
			その他の場合	1件1時間につき	5,000	6,500	7,500
		3Dデータの作成又は修正	依頼者による場合	1件1時間につき	500	700	800
			その他の場合	1件1時間につき	4,100	5,400	6,200
その他の商品企画デザイン		1件4時間につき	17,700	23,100	26,600		
機械又は器具の使用	モデル製作工房・工作室の使用		1日につき	3,700	4,900	5,600	
証明書発行			1枚につき	300	300	300	

(備考)

1 「依頼者による場合」とは、依頼者の申出により、条例第2条第2号に規定する試験又は分析に係る測定等の一部を依頼者又はその指定する者が行う場合をいう。

2 試験、分析又は調製について特別の材料、労力等を必要とするもの及び研究又は調査の手数料の額は、実費相当額とする。

3 特に期限を定め急を要するもの手数料又は使用料の額は、表及び2に定める額の2倍の額とする。

4 市内に事務所若しくは事業所を有する者であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者以外の者からの依頼に係る手数料若しくは使用料又は市内に事務所若しくは事業所を有しない者であって、同項各号に掲げる者以外の者からの依頼に係る膜厚・光学定数測定による皮膜試験若しくは集束イオンビーム加工観察装置による試験試料の作製に係る手数料の額は、表、2及び3に定める額の1.3倍の額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。)とする。

5 市内に住所を有しない者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない個人若しくは法人その他の団体からの依頼に係る手数料(膜厚・光学定数測定による皮膜試験及び集束イオンビーム加工観察装置による試験試料の作製に係るものを除く。)又は使用料の額は、表、2及び3に定める額の1.5倍の額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。)とする。